

第 2 2 号議案

足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務
制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務
制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 6 3 条第 1 項の規定に基づき、足立区が定める法第 6 0 条第 1 項に規定する建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定めることを目的とする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第 2 条 法第 6 3 条第 1 項に規定する条例で定める用途は、法第 2 0 条第 2 号及び第 3 号の規定により政令で定めるものを除いたものとする。

(建築士が説明を要する建築物の規模)

第 3 条 法第 6 3 条第 1 項に規定する条例で定める規模は、当該建築物に係る床面積の合計が 1 0 平方メートルを超えるものとする。

付 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づき、説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める必要があるの

で、この条例案を提出いたします。